

店舗見取図

店舗所有者

1. 平面図

2. 正面図・側面図

- 備考) 1 平面図にあっては、店舗と住居との区分を明確にし、それぞれの寸法を明記することともに店舗分を朱書すること。
- 2 正面図、側面図にあっては、別添図面として添付するか、またはそれがわかる写真を添付してよい。